

## 熊本県PTA共済施行細則 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第15条（共済金給付の制限等）</p> <p>2 約款第4条第1項3号の規定に関わらず、小学校及び中学校（支援学校の相当学年を含む）においては、死亡の原因が自殺行為であっても、死亡共済金の給付対象とする。</p> <p style="text-align: center;">↓ (削除)</p> <p>3 災害発生の事由が第三者の行為によるものである場合には、まず当該被災者と第三者との間で損害賠償を含め問題の解決を図るものとし、当該第三者から賠償等を受けた場合は、その価額を減額する。ただし、診療実日数に対する共済金は給付するものとする。なお、独立行政法人日本スポーツ振興センターならびにスポーツ安全協会からの給付金は減額の対象とならない。</p> <p>4 レンタカーを使用し、本共済加入者で運転資格を有する者が運転する場合においては、共済金給付の制限を受けない。</p> <p>5 各種スクールバスに搭乗中の事故は、共済金給付の制限を受けない。</p> <p>6 交通事故においては、道路交通関係法規あるいは校則等に違反する場合は、審査委員会の審議により給付の制限あるいは減額の対象とする。</p> <p>7 風水害、地震、噴火その他の非常災害について、災害救助法適用による救済を受けた場合は、給付の対象とならない。ただし、PTA会長承認のもと、PTA会員として救出作業や復旧作業に携わっている間の災害については給付の制限を受けない。</p> <p>8 本細則第14条に規定する活動への参加及び活動中の事故により初めて発生し、これらとの因果関係が明確である急性の疾病については給付の対象となるが、食中毒は給付の制限を受ける。</p> <p>9 前項の急性の疾病については、活動への参加中に症状が発生し、遅くとも活動の翌日までに医療機関を受診し治療が必要であったものに限られる。</p> <p>10 歯科特別共済金の給付については、被災歯の被災時および治療後の画像所見による確認ができない場合は、共済金の給付はできない。</p>	<p>第15条（共済金給付の制限等）</p> <p>2 災害発生の事由が第三者の行為によるものである場合には、まず当該被災者と第三者との間で損害賠償を含め問題の解決を図るものとし、当該第三者から賠償等を受けた場合は、その価額を減額する。ただし、診療実日数に対する共済金は給付するものとする。なお、独立行政法人日本スポーツ振興センターならびにスポーツ安全協会からの給付金は減額の対象とならない。</p> <p>3 レンタカーを使用し、本共済加入者で運転資格を有する者が運転する場合においては、共済金給付の制限を受けない。</p> <p>4 各種スクールバスに搭乗中の事故は、共済金給付の制限を受けない。</p> <p>5 交通事故においては、道路交通関係法規あるいは校則等に違反する場合は、審査委員会の審議により給付の制限あるいは減額の対象とする。</p> <p>6 風水害、地震、噴火その他の非常災害について、災害救助法適用による救済を受けた場合は、給付の対象とならない。ただし、PTA会長承認のもと、PTA会員として救出作業や復旧作業に携わっている間の災害については給付の制限を受けない。</p> <p>7 本細則第14条に規定する活動への参加及び活動中の事故により初めて発生し、これらとの因果関係が明確である急性の疾病については給付の対象となるが、食中毒は給付の制限を受ける。</p> <p>8 前項の急性の疾病については、活動への参加中に症状が発生し、遅くとも活動の翌日までに医療機関を受診し治療が必要であったものに限られる。</p> <p>9 歯科特別共済金の給付については、被災歯の被災時および治療後の画像所見による確認ができない場合は、共済金の給付はできない。</p>